

〇一関市特定乳児等通園支援事業実施規則

令和8年4月1日

一関市規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の20に規定する特定乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 この事業は、一関市保育所条例（平成17年一関市条例第101号）第2条に定める保育所及び一関市立こども園条例（平成23年一関市条例第50号）第2条に定めるこども園（以下「実施施設」という。）において行うものとする。

(実施時間)

第3条 事業の実施時間は、午前9時から正午までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、実施時間を変更することができるものとする。

(利用定員及び事業実施日)

第4条 利用定員（同一の施設及び時間帯において同時に利用できる人数をいう。以下同じ。）及び事業の実施日は、利用の申込状況や職員の配置状況などに応じて、実施施設ごとに市長が定める。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める利用定員及び事業の実施日を変更することができる。

(対象児童)

第5条 事業の対象児童は、居住する市町村において法第30条の15に規定する乳児等支援給付認定を受けた児童とする。

(利用可能時間)

第6条 事業を利用することができる時間は、児童1人につき1月当たり10時間を上限とする。

(利用の申込み等)

第7条 事業を利用しようとする対象児童の保護者は、こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度総合支援システム（以下「総合支援システム」という。）により、実施施設の長に利用申込みを行わなければならない。

2 実施施設の長は、前項の利用申込みがあった場合は、利用定員の範囲内において当該児童の受入れをしなければならない。ただし、職員配置、事業所の機能等の正当な理由により児童の受入れが困難である場合は、受入れが困難である者及びその具体的な理由を市長に報告しなければならない。

3 第1項の利用申込みを受け付けた実施施設の長は、利用の可否を判断し、総合支援システムにより、その結果を速やかに当該児童の保護者に通知するものとする。

(事前面談等)

第8条 実施施設の長は、児童が初めて事業を利用する前に、制度の意義や利用に当たっての基本的事項等の説明及び事業を利用する児童の特徴や保護者の意向等の把握を目的とした面談を保護者で行うものとする。

2 実施施設の長は、保育に慣れるまで時間を要する児童に対する支援として、利用の初期に親子通園（保護者と利用児童が、保育室等で保育の様子を一緒に見学し、保育士からの助言等を受けられる支援のことをいう。以下同じ。）を行うことができる。ただし、児童の育ちの観点から、親子通園が長期間続くこと及び利用に当たっての条件になることがないように留意しなければならない。

(費用の負担)

第9条 利用児童の保護者は、利用児童1人につき1時間当たり300円の費用を負担しなければならない。ただし、次の各号に掲げる世帯については、利用児童1人につき当該各号に掲げる額を1時間当たりの費用とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であると市長が認めた世帯 0円
- (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度（8月までは前年度、9月以降は当年度とする。以下同じ。）分の市町村民税が課されない世帯（前号の場合を除く。） 60円
- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度分の市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯 90円

2 前項各号に掲げる世帯のほか、一関市要保護児童対策地域協議会に登録された児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童又は同条第8項に規定する要保護児童をいう。）が属する世帯又は特に支援が必要であると市長が認める世帯については、利用児童1人

につき1時間当たりの費用を150円とすることができる。

(実施報告)

第10条 実施施設の長は、事業の実施日及び利用児童ごとに、総合支援システムにより、事業の実績を速やかに市長に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。